

<h1>高知県公報</h1>	発 行
	高 知 県
	高 知 市 丸 ノ 内
	一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日
	毎 週 2 回
	(火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	
(8・9 掲示)	1
○種畜証明書の交付 (畜産振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定 (治山林道課)	2
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (8・5 掲示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数(〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(〃)	2

告 示

高知県告示第691号の2

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和4年8月）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年8月11日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年8月9日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第722号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により次のとおり種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和4年8月23日

高知県知事 濱田 省司

種畜証明書番号	検査年月日	名前 (登録・登記番号)	家畜の種類	品種	生年月日	検査成績	飼養者の住所及び氏名
11465406017	令和4年7月27日	秀之吉 (全和褐原117)	牛	褐毛和種	令和4年8月4日	1級	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場

高知県告示第723号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。

令和4年8月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長岡郡大豊町庵谷字ツガノ尾2770の1、2770の3、2770の5、2770の9から2770の14まで、字大ザア砥石谷山2771の1から2771の4まで、西峰字弘瀬山5090の1、土佐郡土佐町南川字祝山1963の1、字梶谷1966
 - 2 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第724号

高知市五台山の一部地区、土佐市宇佐町宇佐及び宇佐町福島の各一部地区並びに須崎市神田及び吾井郷甲の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月23日

高知県知事 濱田 省司

- 1 調査を行った者の名称
 - (1) 高知市
 - (2) 土佐市
 - (3) 須崎市
- 2 調査を行った地域及び時期
 - (1) 高知市五台山の一部
令和元年度及び令和2年度
 - (2) 土佐市宇佐町宇佐及び宇佐町福島の各一部
令和元年度及び令和2年度
 - (3) 須崎市神田及び吾井郷甲の各一部
平成22年度から平成24年度まで並びに令和元年度及び令和2年度

- 3 成果の名称
 - (1) 高知市地籍図及び地籍簿
 - (2) 土佐市地籍図及び地籍簿
 - (3) 須崎市地籍図及び地籍簿

4 認証年月日
令和4年8月23日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,918人である。

令和4年8月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、165,979人である。

令和4年8月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知県選挙管理委員会告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年8月5日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

高知市選挙区	91,435人
室戸市・東洋町選挙区	4,411人
安芸市・芸西村選挙区	5,892人
南国市選挙区	13,084人
土佐市選挙区	7,547人
須崎市選挙区	5,869人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,518人
土佐清水市選挙区	3,794人
四万十市選挙区	9,438人
香南市選挙区	9,336人

香美市選挙区	7,380人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,008人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,184人
吾川郡選挙区	7,882人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	9,162人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,577人
黒潮町選挙区	3,114人